

令和7年2月13日開会

第775回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 令和7年度むつ市教育予算案について（教育部長）
- 議案第2号 むつ市防災食育センター設置条例について（総務課）
- 議案第3号 むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について
（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）
（総務課）

< その他 >

議案第 1 号

令和 7 年度むつ市教育予算案

令和 7 年度むつ市一般会計予算案について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和7年度むつ市教育予算案

1 概要

令和7年度の教育費予算は、4,606,024千円で、一般会計歳出予算40,917,000千円のうち、11.26%となっています。

令和7年度教育予算における主な事業は次のとおりです。

2 主たる事業費

◇総務課関係

① むつ市特別非常勤講師配置事業	5,802千円
② 学校給食費無償化事業	237,335千円
③ 給食弁当代替者補助金	1,452千円
④ GIGAスクール端末整備事業	134,811千円
⑤ 学校冷房設備整備事業	254,000千円
⑥ 学校環境整備事業	12,483千円
⑦ フッ化物洗口事業	2,469千円
⑧ 学校給食管理費	376,103千円

◇生涯学習課関係

① 地域学校協働活動推進事業費	4,128千円
② 埋蔵文化財発掘調査事業	5,264千円
③ 二枚橋2遺跡出土品保存修理事業	3,186千円
④ 重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業	49,633千円

◇地域クラブ企画推進課関係

①地域文化・スポーツクラブ推進事業	342,356千円
②東京大学連携事業	10,000千円
③むつ市地域スポーツクラブ補助金	8,500千円

◇学校教育課関係

① スクールサポーター配置事業費	70,947千円
------------------	----------

② 外国語指導助手派遣事業費	20,742千円
③ 児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業費	4,299千円
④ 中華民国陽明國民中学との友好交流事業	694千円
⑤ 中学生海外派遣事業	6,334千円
⑥ むつ市メタバース教育支援センター開設事業	5,723千円
⑦ むつ市教育支援センター移転事業	20,914千円

◇公民館関係

① 中央公民館施設整備事業費	1,243千円
----------------	---------

◇図書館関係

① 人と本をつなげるまちづくり事業	1,236千円
-------------------	---------

議案第2号

むつ市防災食育センター設置条例

むつ市防災食育センター設置条例を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

災害時における炊き出しの実施等の防災に関する事業及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を円滑に実施するため、むつ市防災食育センターを設置するものである。

むつ市防災食育センター設置条例

(設置)

第1条 災害時における炊き出しの実施等の防災に関する事業及び平常時の学校給食の供給等の食育に関する事業を円滑に実施するため、むつ市防災食育センター（以下「防災食育センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 むつ市地域防災計画に基づきむつ市災害対策本部が設置される期間及びこれに準ずるものとして市長が指定する期間をいう。
- (2) 平常時 災害時でない期間をいう。

(名称及び位置)

第3条 防災食育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
むつ市防災食育センター	むつ市大字関根字北関根 1 3 3 番地 1

(実施事業)

第4条 防災食育センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 防災に関する事業

ア 災害時における炊き出しの実施及び救援物資の受入れ（他に定めるものを除く。）に関すること。

イ 平常時における食料、飲料水その他の災害備蓄品の管理並びに防災教育及び防災思想の普及に関すること。

(2) 食育に関する事業

ア 学校給食の供給に関すること。

イ 食育に関する研修等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、防災及び食育に関し必要な事業

(管理運営)

第5条 防災食育センターの管理運営は、災害時においてはむつ市地域防災計画に基づき市長が、平常時においてはむつ市教育委員会（以下「教育委員会」とい

う。)が行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(むつ市立学校給食共同調理場条例の一部改正)

2 むつ市立学校給食共同調理場条例（平成22年むつ市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表むつ市立南通地区学校給食共同調理場の項及びむつ市立大畑学校給食センターの項を削る。

議案第3号

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、むつ市下北自然の家が利用者に提供している食事及びクリーニングに係る材料等が高騰していることから、利用者に適正な負担をしていただくために、食事代及びクリーニング代の額を一部改定するためのものである。

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市下北自然の家条例施行規則（平成20年むつ市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

270円	270円	330円	30円
440円	440円	550円	60円

を

「

330円	330円	380円	60円
520円	520円	620円	120円

に改める。

」

別表2の表中

250円
250円
880円
3,800円
3,800円
2,500円
2,500円

を

280円
280円
970円
4,200円
4,200円
2,800円
2,800円

に改める。

」

」

附 則

(施行期間)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、使用料又は利用料金のうちこの規則の施行の日以後の使用の許可に係るものについて適用し、使用料又は利用料金のうち同日前の使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

報告第1号

令和6年度むつ市教育委員会表彰受賞者の決定について（追加）

令和7年1月30日、市内小中学校及び市役所各課長からの推薦者について、むつ市教育委員会表彰規則に基づき受賞者を追加決定したので報告いたします。

●むつ市教育委員会表彰

市の教育行政の発展に功績のあった者を表彰し、市の教育の振興を促進することを目的として、平成7年度から継続して実施。

●表彰の範囲

むつ市教育委員会表彰表彰基準に基づき、主に、市の教育施設への備品等の寄贈者や寄附者に対して感謝状を、市内小・中学校の児童生徒のうち、スポーツ又は文化活動における優秀者に対して表彰状を授与。

●令和6年度受賞者

感謝状 7名

表彰状 97名